

佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

平成二十一年三月二十五日

佐賀県条例第七号

佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例をここに公布する。

佐賀県知的財産の創造等に関する基本条例

(目的)

第一条 この条例は、本県の将来にわたる発展の一翼を担う知的財産の創造、保護及び活用（以下「知的財産の創造等」という。）に関する基本理念を定め、並びに県、市町、大学等、事業者及び県民の責務を明らかにすることにより、経済、文化その他あらゆる分野における知的活動を推進し、もって産業の振興及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 知的財産 知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する知的財産をいう。
- 二 知的財産権 法第二条第二項に規定する知的財産権をいう。
- 三 大学等 法第二条第三項に規定する大学等（県の試験研究機関を除く。）をいう。
- 四 事業者 法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。

(基本理念)

第三条 知的財産の創造等は、次に掲げる事項を基本として行わなければならない。

- 一 知的財産の創造等に係る県民及び事業者の創意工夫及び活動を尊重する

社会的気運を醸成すること。

- 二 知的財産の創造等を通じて産業の付加価値を創出し、新たな事業分野への進出を促進することにより、産業の振興及び活力に満ちた地域社会の実現を図ること。
- 三 研究、開発、教育その他の知的活動を活発に行うとともに、それらにより生み出される知的財産の集積及びその質の向上を図っていくことにより、本県の将来にわたっての発展のための基盤の整備を図ること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する知的財産の創造等に関する基本理念にのっとり、次に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- 一 知的財産が尊重される環境を醸成すること。
 - 二 知的財産の創造等に係る人材及び次世代を担う人材を育成すること。
 - 三 県、市町、大学等及び事業者間の連携の強化を図り、知的財産の創造等に資する基盤の整備を図ること。
 - 四 知的財産を活用した地域のブランド(その地域の特色を生かした魅力ある商品をいう。)の創出及び育成を支援すること。
 - 五 知的財産を意識した組織経営を行い、県自らが有用性の高い知的財産を創造するとともに、県が有する知的財産権の積極的な活用を図ること。
- 2 県は、前項に掲げる施策を推進するため、基本構想を策定するものとする。

(市町の責務)

第五条 市町は、知的財産の創造等について、県、大学等及び事業者と積極的な連携協力を行い、産業振興及び地域振興に寄与する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 市町は、住民への知的財産に関する教育及び学習の振興並びに知識の普及

に努めるものとする。

(大学等の責務)

第六条 大学等は、研究者、技術者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保するよう努めるものとする。

2 大学等は、知的財産に関する教育を行うことにより、専門的な知識を有する人材を育成するよう努めるものとする。

3 大学等は、研究の成果を普及させることにより、本県の地域振興及び産業振興に寄与するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第七条 事業者は、発明者、技術者その他の創造的活動を行う者の適切な処遇を確保し、及び当該事業者が有する知的財産を適切に管理するよう努めるものとする。

2 事業者は、知的財産の創造及び活用に積極的に取り組むとともに、当該取組による付加価値の創出及び新たな事業分野の開拓を図ることにより、地域における雇用の機会を創出するよう努めるものとする。

3 事業者は、知的財産を尊重した経済活動を行うことにより、本県の産業振興及び地域振興に寄与するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第八条 県民は、知的財産に関する理解を深めるとともに、知的財産を尊重する社会の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。